

## 随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立常盤小学校外壁改修その他工事（内部改修（建築工事）及び排水設備改修追加工事）
2 施 行 場 所	中央区日本橋本石町四丁目4番26号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	1) 内部改修工事 a) 1階：職員便所改修7.39㎡ 便所及び幼児用シャワー室改修14.02㎡ PTA・会議室改修141.12㎡ b) 2階：少人数教室及び便所改修97.92㎡ 職員更衣室改修57.96㎡ 理科室改修143.04㎡ c) 3階：少人数教室及び便所改修97.92㎡ 普通教室改修57.96㎡ 2) 排水設備改修 a) 外部排水管改修：150φ 51m b) 既存擁壁補強工事 51m
5 工 期	令和元年10月31日まで
6 契 約 金 額	131,153,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和元年7月1日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区日本橋室町四丁目3番12号 萬世・ゼネラル建設共同企業体 （代表者）萬世建設株式会社 代表取締役社長 上田 浩司
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	現在、中央区立常盤小学校外壁改修その他工事及び校庭改修追加工事を上記業者にて施工中である。 本追加工事は、学校運営に支障のないよう夏休み期間中に終える必要がある。さらに、施工に際しては外壁改修工事や校庭舗装工事との調整が不可欠である。 そのため、施工上同一現場での交錯、煩雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進めるためには、上記業者が施工することがもっとも有効であり、経費の削減（概ね9%）を図ることができることから、上記業者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号